

県条例に基づく土壌汚染の調査方法※を 土壌汚染対策法とそろえる改正をしました

※生活環境保全条例第58条の6に基づき定める「特定有害物質又はダイオキシン類による土壌の汚染状態その他の事項の調査及び汚染土壌による人の健康又は生活環境に係る被害を防止するために講ずべき措置に関する指針」

改正① 起点の設定方法

調査対象地が複数ある場合に、共通する一つの起点や、過去に実施した調査等の起点を設定できることとしました。

改正② 試料採取等対象区画の対象としないことができる単位区画

土地の形質の変更に係る部分の深さよりも深い位置にのみ汚染のおそれが生じた場所の位置がある単位区画については、試料採取等の対象としないことができることとしました。

改正③ 第一種特定有害物質に係る 深度方向調査の対象物質

第一種特定有害物質に係る深度方向調査について、分解生成物等も対象物質に加えました。

詳細は、[かながわ 土壌汚染対策](#) | 



神奈川県

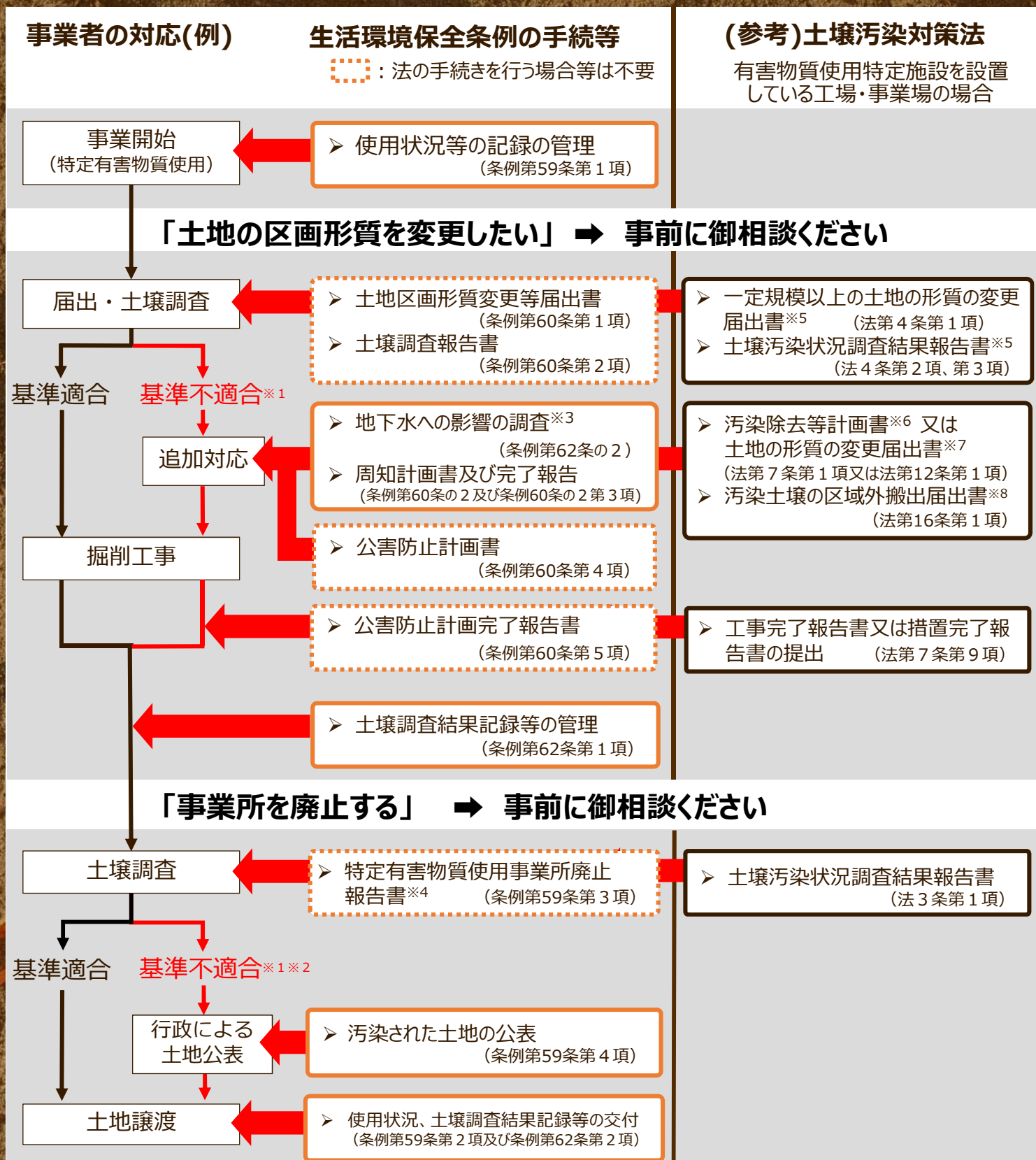
環境課 水環境グループ

電話(045)210-1111 (代表) (内線4123～4126)

(令和7年2月発行)

土地の掘削や譲渡、事業を廃止する際は 事前に御相談ください

御相談先
はこちら



※1 環境汚染原因地と認められた場合、別途手続き等が必要
 ※2 汚染除去等の対応を行う場合、別途手続き等が必要

※3 溶出量基準を超過した場合
 ※4 法調査が県条例調査と重複の場合には手續不要

※5 900 m²以上の形質変更の場合
 ※6 要措置区域の場合
 ※7 形質変更時要届出区域の場合
 ※8 区域外に汚染土壌を搬出する場合